

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

矢掛町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県小田郡矢掛町

3 地域再生計画の区域

岡山県小田郡矢掛町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、1980年には18,400人（1980年国勢調査結果）であったが、人口は毎年減少し続けており、住民基本台帳によると2020年には13,937人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、2045年には9,213人まで減少するとされており、65年間で約50%以上の減少が予測されている。

年齢3区分別の人口推移については、1980年から2015年にかけて、年少人口（14歳以下）は3,731人から1,532人、生産年齢人口（15～64歳）は11,549人から7,421人と減少している一方、老年人口（65歳以上）については3,120人から5,248人と増加している。1985年頃に老年人口と年少人口が同じになり、その後、逆転している。総人口は減少し続ける中で、2025年以降、老年人口も減少に転換する。

自然増減については、全体的に出生数は減少、死亡数は増加しており、「自然減」の状態である。出生数と死亡数の差は、2000年に▲97人であったが、2020年に▲140人となっており、年々拡大している。

社会増減の人口推移については、年によって多少の変動があるものの、全体的に転出者数が転入者数をやや上回り、「社会減」の状態が続いていたが、2018年からは転入者数（2018年：440人）が転出者数（2018年：439人）を上回る状態となっている。2020年においては、16人の社会増となっている。

本町では、「矢掛町振興計画」において、まちの将来像を「やさしさにあふれ

かいてきで「げんきなまち」と定めて、その実現に向けて取り組んでいる。しかし、現代の急激な少子高齢化の流れの中で、若者の減少、地域の賑わいの喪失等の問題が深刻化している。

人口減少、少子高齢化の進行は、地域経済に消費市場規模の縮小と深刻な人手不足を生み出しており、そのことが企業の事業規模の縮小、さらには住民の経済力の低下を招いている。

これらの課題に対応するため、本町では、以下の6つの基本目標を設定し、Society5.0、SDGsの視点を踏まえて各種施策を効果的に展開する。

- ・基本目標① 雇用を創出する
- ・基本目標② 町民の健康増進、福祉の充実、生活・交通の利便性向上を図る
- ・基本目標③ 教育の充実と文化の振興を図る
- ・基本目標④ 住宅・生活環境を充実させ、矢掛への移住者の増加を図る
- ・基本目標⑤ 矢掛の資源を活かして観光力を強化する
- ・基本目標⑥ 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2025年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	町内就業率	52.9%	55.0%	基本目標①
イ	健康寿命 男性	80.4歳	81.0歳	基本目標②
	健康寿命 女性	83.5歳	85.0歳	
ウ	将来の夢や希望をもっている児童（小6）の割合	77.4%	80.0%	基本目標③
エ	社会増減 (転入者数－転出者数)	+16人	+30人	基本目標④
オ	町内年間観光入込客数	32.4万人	40.0万人	基本目標⑤
カ	町内の年間婚姻届出数	40組	45組	基本目標⑥

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

矢掛町まち・ひと・しごと創生推進交付金事業

ア 雇用を創出する事業

イ 町民の健康増進、福祉の充実、生活・交通の利便性向上を図る事業

ウ 教育の充実と文化の振興を図る事業

エ 住宅・生活環境を充実させ、矢掛への移住者の増加を図る事業

オ 矢掛の資源を活かして観光力を強化する事業

カ 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う事業

② 事業の内容

ア 雇用を創出する事業

農業の担い手の育成、魅力ある農作物の振興、企業誘致の推進、空き家等を活用したサテライトオフィス等の誘致、女性の労働参画の推進など、雇用を創出する事業

【具体的な事業】

- ・地産地消の推進
- ・産地ブランド化の強化
- ・移住支援事業・マッチング支援事業
- ・空き家活用新規創業支援事業 等

イ 町民の健康増進、福祉の充実、生活・交通の利便性向上を図る事業

町民の健康づくり、介護予防の推進、高齢者を孤立させない社会づくり、障害がある方への支援、高齢者等の交通弱者の生活交通の確保、井原線の利用促進など、町民の健康増進、福祉の充実、生活・交通の利便性向上を図る事業

【具体的な事業】

- ・健康増進事業
- ・一般介護予防事業
- ・高齢者見守り事業 等

ウ 教育の充実と文化の振興を図る事業

幼児教育の充実、グローバル教育の充実、GIGAスクール構想の推進、小・中学校教育の連携の推進、特別な支援を要する児童に対する支援、教育のための経済的支援の充実、不登校に対する対策、高等学校の魅力向上、生涯学習の推進、地域で子どもを育てる環境づくり、町並みの保存と後世への継承など、教育の充実と文化の振興を図る事業

【具体的な事業】

- ・外部講師による研修会の確保
- ・小学校との連携・交流機会の確保
- ・ICT環境の活用による授業改革
- ・人材育成事業
- ・小・小連携、小・中、中・高連携事業
- ・矢掛高校魅力化事業等
- ・文化振興事業
- ・学校・家庭・地域との連携強化
- ・文化財保護事業 等

エ 住宅・生活環境を充実させ、矢掛への移住者の増加を図る事業

空き家の有効的な活用、移住・定住希望者への支援の充実、矢掛市街地の無電柱化、消防・防災体制の充実、犯罪の起きにくい社会づくり、交通安全意識の徹底、町民の自主性を活かした地域づくり、地域活性化に貢献する人材の育成、ボランティア活動への支援、汚水処理施設の整備、小さな拠点機能の確保など、住宅・生活環境を充実させ、矢掛への移住者の増加を図る事業

【具体的な事業】

- ・空き家・空き農地・空き地情報登録制度を通じた利活用の促進
- ・定住促進助成事業
- ・地域の資源を活かした商品開発及び販売の支援

- ・デジタル技術の利用拡大に向けての研究
- ・一部事務組合による事務の共同処理
- ・一部事務組合による熱利用施設整備運営事業

オ 矢掛の資源を活かして観光力を強化する事業

観光資源の活用・観光機能の強化、道の駅の活用、施設間の利用者の移動の促進、水車の里フルーツトピアの活用、矢掛町ブランドの発信・6次産業化の推進など、矢掛の資源を活かして観光力を強化する事業

【具体的な事業】

- ・観光振興計画の策定
- ・やかげDMO運営支援
- ・アルベルゴ・ディフーズ関連事業
- ・かわまちづくり計画による小田川嵐山付近河川敷へのオートキャンプ場等の整備
- ・デジタルデータの活用
- ・指定管理者による町並み観光エリアの情報提供及び回遊促進
- ・ブランド認定事業 等

カ 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う事業

男女の出会いの場の提供、子育てと仕事の両立支援、子育てにかかる経済的負担の軽減など、結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う事業

【具体的な事業】

- ・カップリングイベントの開催
- ・放課後児童健全育成事業 等

※1 なお、詳細は第2期矢掛町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和8年3月31日まで

5-3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：【E2001】

① 事業の名称

5-2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5-2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

5-2の④事業の評価の方法（PDCAサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5-2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和8年3月31日まで